

室町前期の国家祈禱と幕府財政

——修法供料の支出における伊勢貞国・赤松満政の関与をめぐって——

森*
茂
暁

【目次】

- 一 はじめに
- 二 文書の性格
- 三 「定親」のこと
- 四 幕府政所と公方御倉
- 五 公方御倉への経費支出手続き
- 六 国家祈禱と幕府財政——伊勢貞国・赤松満政
- 七 おわりに

一 はじめに

六三一

東京大学史料編纂所架蔵の写真帳「醍醐寺文書」六九函第三冊に、以下のような文書が連続して収められている¹⁾。形状はいずれも折紙（「」は行替え）。これらの文書は未刊のためかこれまで着目された形跡はないようであるが、中世国家権力の要請をうけて権門寺院が行った祈禱行為に対する供料（経費）が、どこから、どのような手続きを経由して支払われたかを知りうる好個の史料である。

〈史料A〉○折紙

（第二文書）
「此分可被進候、

貞国（伊勢）
（花押）

満政（赤松）
（花押）

禅住坊

」

（第一文書）

清滝宮護摩

院理性

供料千疋

臨時

可被」下行候也、」恐々謹言、

永享十一
五月十日

定親

（伊勢貞国）
伊勢守殿

〈史料B〉〇折紙

若君様御祈禱「護摩御供料之」事、式拾貫文可「被渡申理性院殿」御使之由候也、

恐々謹言、

永享十二
二月十七日

(伊勢)
貞国 (花押)

(赤松)
満政 (花押)

〇「理性」の文字の下に
抹消の痕跡あり

正実坊

右に掲げた文書の名については、既刊の調査報告書によれば、〈史料A〉は「室町幕府政所清瀧宮護摩供料送進状」と、さらに〈史料B〉は「伊勢貞国等連署若君御祈禱護摩供料送進状」と命名されている。しかし、双方とも、この文書名では、それぞれの文書の機能と役割を正確にとらえることができないように思う。結論的にいうと、この二通の文書は、二様の命令をうけて行われた国家祈禱の供料が、それぞれのように所管の部署を経由して、最終的にどこから支払われるシステムになっていたのか、ということを教えてくれる史料であると考えられる。

そこでこれらの文書の性格に着目して、その発給のプロセスについて具体的に考えることによって、背後に秘められた国家の祈禱と幕府財政の関係、ひいては室町前期政治史の一端を明らかにするよすがとしたい。

二 文書の性格

最初に個々の文書について、解説を試みよう。

まず〈史料A〉である。〈史料A〉は二つの文書が複合する形でできている。

一つは「清滝宮護摩」から始まって、「伊勢守殿」で終わる「定親」なる人物の発給文書。これを第一文書と称することにしたい。いま一つは、袖の余白に書かれた、「此分可被進候」から始まり、「禪住坊」で終わる「貞国」「満政」両人の連署の文書。これを第二文書と称することにする。

第一文書に登場する言葉の解説から始めよう。「清滝宮」とは、『満濟准后日記』などでは「長尾社」とともにセットで登場する醍醐寺付属の山内神社の一つで、「山上清滝宮」と称される、清滝権現を祀る神聖なスポットであった。³⁾ また「理性院」とは、三宝院や報恩院などと並ぶ重要な醍醐寺の院家の一つであり、東寺一長者をも輩出した名門である。「清滝宮護摩_{院理性}」⁴⁾とは、清滝宮で行われた護摩を担当したのが理性院だという意味であろう。

ここで問題となるのは、「伊勢守」および「定親」が一体何者なのかである。



このうち、「伊勢守」とは伊勢貞国であることは疑いない⁽⁵⁾。伊勢貞国は当時政所執事であった⁽⁶⁾。他方の「定親」についてはのちに項目を立てて論じたい。いま一つ考慮すべきことは、祈禱の供料がどの段階で担当者に支給されるかであるが、それは実際の祈禱に入る直前と考えるのが常識的な理解の仕方であろう⁽⁷⁾。

このように考えると、第一文書の意味内容は、永享二年（一四三九）五月一日、「定親」なる人物が、醍醐寺清滝宮での護摩祈禱の供料（対価・費用としての供養料）千疋（すなわち一〇貫文）を臨時支出として、祈禱を担当した理性院に下行するよう、「伊勢守」伊勢貞国に対して申請したものであることになる。

さて次は第二文書である。〈史料A〉の袖の余白の広さからみて、第二文書はこの場所に最初から書き込まれることが予定されていたものと考えられる。その第二文書は、「貞国」「滿政」ふたりの連署という形をとった差出で、宛名は「禪住坊」、内容は「此分可被進候」というものである。署名した「貞国」と「滿政」とは、その花押の形状によって、伊勢貞国と赤松滿政であることが知られる⁽⁸⁾。しかも兩人のうち伊勢貞国は第一文書の宛所「伊勢守殿」に相当することから、第二文書は、第一文書の名宛人政所執事伊勢貞国が赤松滿政と連署して、宛名の「禪住坊」に対して「此分可被進候」ということ、つまり第一文書でいう「供料千疋」を清滝宮護摩供料として理性院に支払うことを禪住坊に指示したものと考えることが可能となる。

要するに、〈史料A〉は、「定親」という者が政所執事伊勢貞国にあてて出した、理性院に対する清滝宮護摩供料千疋の支払い申請書をベースとして、その文書の袖の部分に、政所執事伊勢貞国が赤松滿政と連署の形でそれを認め、供

料の支出を「禪住坊」にあてて指示する文言が書き加えられて成立した複合文書であるということになる。

しかしなお残る問題は、「定親」とは誰かということ、それに「禪住坊」とは何かということである。そのことについては、後述する。

*

同様に〈史料B〉について述べよう。〈史料B〉に登場する言葉のうち、「若君様」とは將軍足利義教の子息三晴丸（のちの義成・義政）や義観、あるいは義視と考えられ、「若君様御祈禱護摩御供料」とは「若君様」のための祈禱の護摩供料という意味になる。また差出人の「貞国」と「満政」は〈史料A〉に登場する伊勢貞国および赤松満政である。「理性院」は前出、宛名の「正実坊」については後述する。

要するに、〈史料B〉は複合文書ではないが、意味するところは、「若君様」のための祈禱護摩の供料二〇貫文を、担当した醍醐寺理性院の使者に「渡申」、つまり支払うことを「正実坊」に指示するというもの。

ここで〈史料B〉の内容理解のために最高の参考となる史料記事が、相国寺鹿苑院蔭涼軒主の公用日記『蔭涼軒日記』嘉吉元年（一四四一）正月一四日条に見られる。¹⁰ 関係部分のみを以下に引用する。

来十六日大般若可如恒否、伺之、比丘尼・諸長老参賀之後、可始之由、被仰出、同御布施之事、伺之、
（赤松満政）
 伊勢守書下而、正実坊命之、
（伊勢貞国）

注目すべきは、蔭涼職の季瓊真薬が、来る一六日の大般若経の法会をいつものように行うべきか否かを（将軍足利義教に）伺ったところ、開催するという事になり、さらにその布施の料足（費用）について伺い、赤松満政と伊勢貞国の連署の「書下」をもって、「正実坊」に料足の下行を命じている点である。ここから料足を支出するための手続を読み取ることができる。

この『蔭涼軒日録』にみられる料足下行のための手続きと、さきの〈史料B〉の「若君様御祈禱護摩御供料」二〇貫文の場合とを比較すると、満政・貞国両人の連署といい、正実坊という宛名といい、酷似していて興味が惹かれる。この記事を参考に〈史料B〉の性格を考えると、〈史料B〉は将軍足利義教の意をうけて、政所執事伊勢貞国と赤松満政とが連署して、祈禱護摩供料二〇貫文の支出を「正実坊」に対して命令した文書とみることができる。

*

再度〈史料A〉にたちかえろう。右述のことを参考にして、〈史料A〉の複合文書のうち袖に記された第二文書の性格を考えると、第二文書は右に述べた「書下」に相当するのではないかという見立ても成り立つであろう。すなわち、〈史料A〉は「定親」が差し出した第一文書の袖の部分に、略式に「書下」に当たる文言が書き入れられたために、複合文書の形となったのではないかと考えるのである。

さらに進んで、それではなぜ〈史料B〉が複合文書ではないかということについては、〈史料B〉の命令の出所が将軍であったから、〈史料A〉でいう第一文書にあたるものが存在しない故であろう。つまり、修法を担当したのは

ともに醍醐寺理性院ではあったものの、〈史料A〉の発給には公武統一政権の媒介項とも称すべき「伝奏」、就中「御祈伝奏」中山定親がかかわったのに対して（中山定親の「御祈伝奏」については後述）、〈史料B〉では「若君様御祈禱護摩」の願主は直接的に幕府（その中心たる将軍）であったというような、発意した主体とそれに伴う事務的手続きの相異が原因なのではあるまいか。

三 「定親」の官位

以上のような推定をふまえて、次に〈史料A〉の第一文書の差出人「定親」について考えよう。永享一〇年代において「定親」というと、真っ先に中山定親が想起される。言わずと知れた「薩戒記」の記主である。中山定親について調べると、年別の公卿一覧というべき『公卿補任』によると、定親は永享十一年（一四三九）段階で、「参議・二位・左中将」の官位にあり、年齢は三九才となる。^①

しかしこれだけでは根拠として不十分なので、確証となる史料を検出すべく「薩戒記」を調査すると、『薩戒記四』に永享年間と思われる無年号の「十二月卅日」と「三月廿一日」の中山定親書状（原本）二点の自署「定親」が収録されているのに気づく。^②そこで、東京大学史料編纂所架蔵の写真帳によってその自署の筆跡と〈史料A〉の差出書「定親」のそれとを比較検討してみると、前者が後者に比してかなりの行書であるために、全体的な筆運びの感じは似て

はいるが、断定するのはやはり困難と言わざるをえない。

ならばということで、『薩戒記』の記事中に何らかの手がかりとなる史料所見を探してみると、宮内庁書陵部蔵「薩戒記」永享九年八月二十七日条（現在では未刊行）にみえる以下の記事が目にとまる。

御輿御修理要脚事、折紙下知伊勢守貞国了、（割注を略す）

御輿御修理要脚事、万五百七十疋可被下□□□□如件、

永享九

八月廿七日

○中山定親の署名なし

（伊勢貞国）
伊勢守殿

右の記事は、『薩戒記』の記主中山定親（当時、参議・左中将）が「御輿」（朝廷側で使用する輿か）の修理のための費用として、一万五百七十疋の支出を「伊勢守」（室町幕府政所執事伊勢貞国）に要請する「折紙」の文書であり、文書の用途としては〈史料A〉の第一文書と同類といつてよい。つまり中山定親はこうした朝廷関係の費用調達のために幕府政所にあてて支出の要請を任務としていたと考えられるのである。この例を傍証として、〈史料A〉の第一文書の差出人「定親」とは中山定親とみて支障がないと思われる。ちなみに第二文書との関わりでいえば、右の「折紙」を受け取った政所執事伊勢貞国は赤松満政に諮ったのであろう。赤松満政の地位と役割については後述する。

ここでいまひとつ合わせ考えるべきは、当該期にあって中山定親が国家祈禱のことを担当する伝奏、史料の表現を借りると「御祈伝奏」であった事実である。以下に掲出するのは『看聞御記』にみる関係史料である。¹³⁾

〈永享八年一〇月一五日程〉

(広橋兼郷)

抑日野中納言、公方有御突鼻、失面目云々、在方卿御撫物事云々、但条々不義以次被仰云々、御祈伝奏被改、今

日中山宰相中将ニ被仰付云々、

〈永享八年一〇月一七日程〉

(禁中)

晴、中山伝奏被補、日野如申次可申沙汰之由被仰云々、以源宰相賀仰、内裏御料所共三条中納言・烏丸資任可奉

行之由被仰、日野所領悉被注被召放被止出仕云々、人間栄衰眼前言語道断事也、

右の記事によって、永享八年一〇月一七日に、幕府は広橋兼郷の伝奏を止め、中山定親をもってこれに代えた事実が知られ、定親は一七日程の記事の表現を借りると、ことさら「日野如申次可申沙汰之由」、つまり広橋(日野)兼郷がこれまで申次いのように申沙汰せよ、と下命されている。新伝奏中山定親は前伝奏広橋兼郷の役割をそっくり引き継いだわけである。伝奏とはもともと治天下への奏事や勅命の下達などを職務とした公家の制度であったが、足利義満政権のもとでは義満の意思をも奉ずる伝奏が現れ、公武に両属する形をとって「室町殿」が公武統一政権の主権

者として権力を行使する制度的装置として機能した。

右掲記事のうち、一五日条の記事には、前伝奏広橋兼郷の職務として「御祈伝奏」とみえ、この役目が中山定親に引き継がれたことが記されており、また一七日条の記事には、定親が「伝奏」^{禁中}に補され、兼郷と同じように申次をせよということになっている。要するに、「御祈伝奏」と「伝奏」^{禁中}とは実体としては同じものと見てよいであろう。もう少し限定した言い方をすれば、禁中関係の事項で祈禱にかかわる事柄は中山定親の伝奏するところというような意味になるのか。要するに、中山定親が永享一一年五月に清滝宮での修法に関して〈史料A〉第一文書を発給したのは、彼が当該時点で「御祈伝奏」であったことと関係していると考えられるのである。

四 幕府政所と公方御倉

ここで幕府政所と公方御倉についてふれておかねばならない。この分野については、幕府政所の役割・機能や納金方・公方御倉の存在形態についての探究を通して、広く室町幕府の政治と経済との関係についての研究をまとめた桑山浩然『室町幕府の政治と経済』（吉川弘文館、二〇〇六年五月）があり、本稿にとっても参考になる点が少なくない。

同著書において桑山氏は、幕府政所と公方御倉の関係について以下のように理解している。まず室町幕府政所の機

能と役割について、

政所の取り扱う事案は將軍家の家務と、鎌倉時代の制を受け継ぐ「雑務公事」であるが、具体的には將軍家の所領支配、幕府財産の管理・出納、酒屋・土倉などへの規制や賦課、分一徳政令に付随する課徴金の徴収や文書の発給、利銭・為銭・質・預物などの裁判などである。⁽¹⁴⁾

と概括したうえで、公方御倉については、以下のように述べる。

幕府の財産を預かっている者が「御倉」と呼ばれるのである。よって、「御倉」——「禁裏御倉」に対すれば、「公方御倉」と呼ぶべきである——とは、「幕府の財産を管理している土蔵の一群である」と規定できるのである。⁽¹⁵⁾

文中の「幕府の財産」について桑山氏の理解をもう少し探ると、同氏は「幕府経済の中核を為す料所・守護出銭・地頭御家人役や、酒屋土倉役等」⁽¹⁶⁾と述べているから、「幕府の財産」とは具体的には、料所からの収入、守護からの出銭、地頭御家人役としての収入、京都の酒屋・土倉役としての課税収入など、を指すものと考えられる。

さらに幕府政所と公方御倉の関係については、「幕府財産の管理・出納を掌っていた公方御倉に関して、それ（公

方御倉のこと（引用者注）を幕府の外郭機関と規定し¹⁷ており、また「公方御倉は洛中の土倉のうち特定のもの（複數）が幕府と特殊な関係を結び、幕府財産の管理・運営に当たるものであ¹⁸り、「幕府の側でこれをコントロールするのは言うまでもなく政所である」とか、「まず洛中の有力土倉が納銭方として幕府は把握され、幕府はその土倉を公方御倉として利用することになったのであろう²⁰」などの記述からみて、桑山氏の理解の骨子は、公方御倉とは、室町幕府の収入・支出全般を担当する外郭機関としての金庫番であり、自らも洛中で本来の業務としての金融業を営みながら、特に支出の面でいうと、公方と称された室町殿の政治・軍事・宗教など広い範囲にわたる公的行為の必要経費を規定された手続きにのっとって決済していたものと考えられる。

問題のひとつは、公方御倉に支払いを命ずるための手続きのありようであって、一番最後に公方御倉のだれかに充てて支払い命令書が出されるにしても、その支払い命令書がどのような形をとるかは一考を要しよう。本来的に公方御倉を指揮監督する立場にある幕府政所の責任者たる執事が署判者の一人として関与することは自然であろうけれども、政所執事のほかに、たとえば、〈史料A〉や〈史料B〉に見る赤松満政のような、時の政権中枢の権力を反映した人物が入り込む可能性があることを考慮せねばなるまい。

ちなみに〈史料A〉〈史料B〉に登場する公方御倉「禪住坊」「正実坊」については、桑山浩然氏や下坂守氏らの研究²¹があり、それらによると山門配下の「山徒」の身分で、他の複数の同業者とともに京中で「土倉」（金融業）を営んでいた。このうち「禪住坊」は『満濟准后日記』『建内記』などに散見しているが、『満濟准后日記』においては応

永三二年七月二十七日条に初見し（この時すでに公方関係で経済活動に関与している）、同三三年正月二十八日条には「山徒」の「善住坊」が「一条猪熊」に店舗を構え、「小家廿余間」を合わせ持っていたことが知られる。²³ また公方御倉との関係でいうと、『康富記』正長二年八月二一日条に「禅住坊公方御倉」との史料表記が見えている。²⁴ なお『兼宣公記』にはこれらより時期的に少し早く、応永三〇年五月二四日条に「禅住坊」の動向が書き留められている。²⁵

他方、正実坊についてみると、「正実坊」の史料上の初見が応永元年の『日吉社室町殿御社参記』（『続群書類従』第二輯下に収録）であること、それが「在京衆」と呼ばれ京都に住む土倉とされていること、山門の勢力下であったこと、永享頃以降にあってはいわゆる「土倉」として存在したこと、かつ正実坊はただ単なる公方御倉であったのではなく、納銭方御倉として活躍したこと、などが桑山浩然氏によって指摘されている。²⁶

五 公方御倉への経費支出手続き

次に、幕府財政からの経費の支出手続きについて具体的にみよう。幕府の金庫というべき公方御倉から公武の諸行事の費用を支払う場合、一体どのような手続きが踏まれたのであろうか。こうしたことを調べようとするとき、比叡山の大眾の一部である「山徒」の経済活動の一環として、土倉の存在形態に注目した下坂守氏の研究成果が大いに参考となる。下坂氏は、その著書『中世寺院社会の研究』（思文閣出版、二〇〇一年一二月）において、公方御倉の経

濟活動の実態を山徒の側から深くえぐり、公方御倉の幕府経済全体にしめる大きな役割を明らかにした。²⁷⁾

下坂氏は右の著書のなかで、「公方御倉からの支出経過が具体的にわかるものを集め」、一覧表に整理したうえで、「公方御倉からの支出に関しては一定の管理体制ともいうべきものができあがっていたことが確認される」とし、「支出の際の手続きを分類すると大きく三つに分けることができる²⁸⁾」と述べ、以下に示す三とおりの手続きを挙示した。

(1) 切符(公方御倉にあてた伝奏の²⁹⁾筆者注)↓下書↓公方御倉

(2) (切符(幕府の当該儀式の財政担当奉行にあてた伝奏の³⁰⁾筆者注)↓切符(財政担当奉行が新たに発した公方御倉あての³¹⁾筆者注)↓下書↓公方御倉

(3) 請取↓下書↓公方御倉

最初に下坂氏の言葉を借りて、用語の説明をしておきたい。まず「切符」とは、伝奏などが発給する「公方御倉に支払いを求める通達状」のことで、この「切符」には「通常、支払われる錢貨の用途および支払い先が記され」、「折紙をもってするのが一般的であったため、たんに「折紙」と呼ばれている例も少なくない。」「また切符の袖には、「下書」と呼ばれる支払いを認可する幕府の奉行人の署判が加えられることになっていた。」さらに「下書」とは、「切符」の袖に書き付けられる「支払いを認可する幕府の奉行人の署判」のことである。³²⁾

では、ここで実際に当時の史料に即して、右に示した公方御倉から経費を引き出すための手続きについて、具体的にたどってみることにしよう。以下に示す事例は、同時代の公家万里小路時房の日記「建内記」の嘉吉元年四月七日条に見るケースである（大日本古文書『建内記 三』）。

賀茂祭惣用事、又以状催促大和守（飯尾貞連＝政所執事代）許、自方々尋来之故也、報云、已加下知了、可被仰

定光坊（康尊＝公方御倉）者、仍隨請取到来、書出切符了、子細載別帖、

武家

両奉行書下未到之由、定光坊申之、仍示遣大和守許、書下（飯尾貞連）貞連即書之載判、合奉行松田九郎左衛門

尉貞寛（本名貞親也、改名厥）（幕府奉行人）合判事示遣之、次遣定光坊了、其後定光坊下行也、

右の記事は、この年の賀茂祭の経費の調達にかかるものであるが、嘉吉元年四月当時、当日記の記主万里小路時房は三人の「伝奏」のうちの一人であったこと、また飯尾大和守貞連が現職の政所執事代であったことを念頭において、記事のなかに登場する手続き文書の流れを追ってみよう。

まず伝奏万里小路時房が「賀茂祭惣用事」に関して政所執事代飯尾大和守貞連に対して出した「状」である。この「状」については同日記嘉吉元年四月二日の条に写しとられており、文面は以下のとおりである。

賀茂祭惣用事、任例可令申沙汰給候、謹言、

(嘉吉元年)
四月二日

時房

(貞連)
飯尾大和守殿

このケースを先の下坂氏が示した三つのルートと比較すると、どうなるであろうか。

まず「建内記」四月七日記事に見る「状」(別の個所では「予状」とは、下坂氏のいう「切符」に当たろう。この「切符」を受けた飯尾貞連はそのことを了解した旨の「請取」を時房に届けたので、時房は公方御倉定光坊にあてて別途「切符」を書き送った。すでにここで時房は二通の「切符」を発している。さらに定光坊から「未到」という報告を受けた時房の催促に応じて飯尾貞連から届けられた「書下」(「武家兩奉行書下」とも。この場合、未到だとの連絡は定光坊からなされているから、「書下」は本来定光坊に宛てられるべきものだったか)とは、時房が四月二日に飯尾貞連に発した「状」の袖の部分に、貞連と合奉行松田貞寛とが連署のかたちで認可の旨を書き付けたものであった(史料表現では「先日予状袖載之」)。この認可の部分は、下坂氏のいう「下書」にはかななるまい。時房はこの「書下」を定光坊に遣し、定光坊から経費の支弁を受けたのである。したがってこの四月七日記事に見るケースは、下坂氏の示した三つの手続きのうち、(1)の変形とということが出来る。変形というのは、最初の時房の「切符」(四月二日条に収載)が公方御倉ではなく政所執事代に宛てられている点で(1)とは相違し、さらにその時房の「切符」の袖に

政所執事代と合奉行とが連署のかたちで「下書」を書き加えている点で（1）と同じであるからである。

六 国家祈禱と幕府財政——伊勢貞国・赤松満政

以上のことを参考にして、本論に戻ろう。右に示したケースは嘉吉元年（一四四一）四月のものであるが、本稿冒頭に示した永享一年（一四三九）の〈史料A〉、その翌年の〈史料B〉の場合と比較するとどのようなことがいえるのであろうか。

まず、支出の用途である。この点についてみると、〈史料A〉〈史料B〉の用途が「清滝宮護摩」および「若君様御祈禱護摩」、つまり祈禱関係であるという点において、下坂氏が整理した一覧表に示された「賀茂祭惣用等」等の京都の祭礼・公武の儀式の事例と異なっている。下坂氏が一覧表に整理した「下書署判者」のなかに、政所執事伊勢氏や赤松満政の名を認めることはできない。また、右に示した「建内記」嘉吉元年四月七日記事のケースでいうと、このケースはいわゆる嘉吉の乱（足利義教弑逆事件、嘉吉元年六月）以前に属するので、いまだ足利義教の支配体制はいちおう維持されていたはずである。

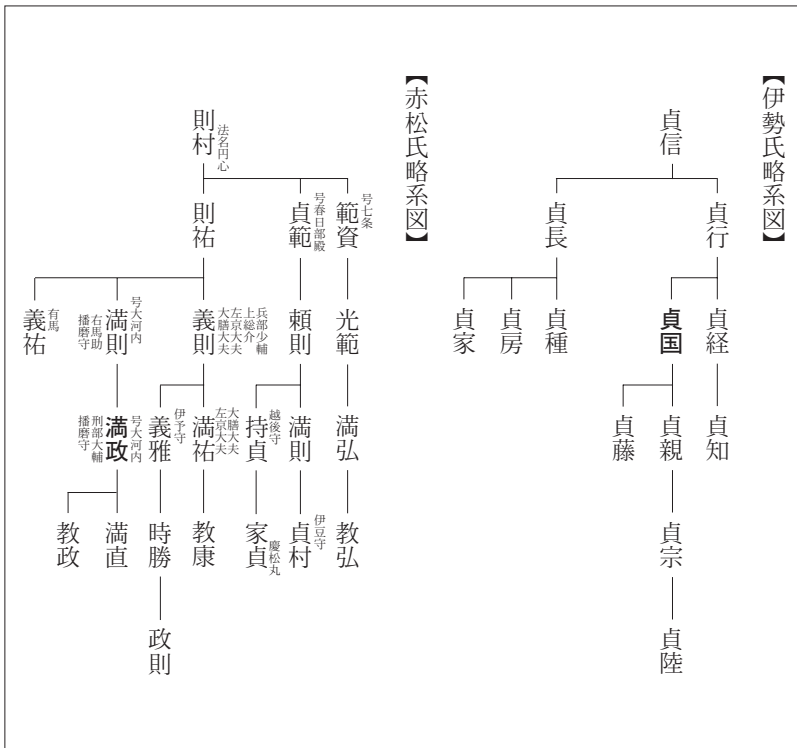
右のことをふまえて推測すると、将軍足利義教の支配体制下にあつては、公方御倉から経費支出を要請するさい、祭礼・儀式の場合と国家祈禱のそれとはその手続きの方法が異なっていたと結論づけることができよう。すなわち、

国家祈禱の供料等の経費を公方御倉から支出させる場合、政所執事伊勢貞国と將軍近習赤松滿政の兩人がその認可業務を専管したとみることができると。

なお、すでに二でのべた『陸涼軒日録』嘉吉元年正月一四日条にみる大般若經会の布施調達のさい、赤松滿政と伊勢貞国連署の「書下」が出た事實は、それを兩人の独自の業務遂行の一環と理解することを可能とする。

おなじことを將軍足利義教の側からみると、国家祈禱のための経費を幕府財政から支出させるとき、足利義教は政所執事伊勢貞国と將軍の近習赤松滿政をおしてこれを行わせているから、

室町前期の国家祈禱と幕府財政（森）



高坂好『中世播磨と赤松氏』（臨川書店 1991.11）／『尊卑分脈』四／『統群書類従』六輯上などによる。

要するに、義教は両人を媒介として国家祈禱のための財政支出をさせる方式を採用していたのではないかとことがうかがわれる。

下坂氏が整理した祭礼・儀式のケースにおいては、政所執事代が「下書署判者」として頻出するのに比し、ここでは政所執事が登場しているのはなぜかということを考えると、想起されるのは桑山氏の政所執事と政所執事代との相違についての意見である。桑山氏は以下のように言う⁽³³⁾。すこし長いけれども簡略化しがたいので、ほぼそのまま引用する。

執事は、義満の時代に伊勢照禪（貞継）がこれに任せられて以来、代々伊勢氏の独占するところであった。その代官が政所代と呼ばれるもので、これもまた蜷川氏が世襲的に勤めた。一方、執事代は侍所であれば開闔に相当するものであって、いわば政所寄人の筆頭に位するものである。執事・政所代の固定的・世襲的な体制に対して、執事代は（中略）清・飯尾・治部・斎藤・布施・松田・諏訪氏ら幕府奉行衆を構成する家柄から庶務に堪能な者が撰ばれる慣例となっていた。執事代に任せられたこれら諸氏は、系譜的に言えばいずれも鎌倉幕府以来の吏僚の家であって、故実に精通し、文書発給などの事務に堪能であった。当時の万事に故実先例を重んずる風の強い中にあるのは、彼らの家が幕府の事務担当者として固定化するのは必然の勢いであったであろう。伊勢家は（中略）元来は足利氏の譜代の家臣の一人と考えられており、（中略）何代にもわたって將軍の養育にあたっており、

將軍にとっては「育ての親」的な立場から影響力を持っていたものらしい。このような伊勢氏の性格は、古い伝統を誇る奉行衆とはまったく肌合いの違うものであったと考えられる。執事とその代理者たる執事代という形式的な関係からは出てこない両者の機能が分化していく萌芽はこの辺のところにあつたのではなからうか。

右の政所執事と政所執事代の系譜や機能・役割の違いを考慮したうえで、足利義教が譜代的性格の強い政所執事伊勢貞国を、近習赤松満政とともに国家祈禱と幕府財政とが交差する業務を管轄する重要なポストに据えた意味を考えると、そこに足利義教の強い政治的意志の存在を想定することは可能であろう。つまり、將軍足利義教は国家の祈禱修法を円滑に行うため、その経費（供料）を調達する公方御倉を管轄するポストに伊勢貞国・赤松満政という人物、つまり將軍に近い直臣を据えることによって、修法経費の調達を直接的に掌握しようと思図したのである。

將軍足利義教の時代の政治と文化を考えると、その「近習」³⁹として働いた赤松満政の役割についての検討は避けとおれない。³⁸赤松満政にかかる諸問題が、この時代の有力守護家赤松氏の族的問題はもとより、幕府―守護体制の諸問題を考える場合のきわめて重要なカギを内包していることは言うまでもないが、本稿において詳論する余裕はないので、本格的な考察は別稿に委ねたい。

最後に、一言付言しておきたいのは、伊勢貞国・赤松満政の連署の登場の意味である。桑山氏が指摘するように公方御倉を公的に管轄するのが幕府政所であつたこと³⁶から推して、祈禱供料等の経費の申請窓口は第一義的に政所であつ

たと考えられるので、ために中山定親は政所の責任者執事伊勢貞国にあてて「御祈伝奏」の立場からの第一文書を発したのである。さらに次の段階で、定親文書の袖に書き付けられた「切符」に伊勢貞国とともに連署した赤松満政の役割についていえば、満政は將軍近習の立場から本件に関わったものとみられ、換言すれば、満政は政所のかかる活動を將軍の支配権に引き寄せるような役割を果たしていたと考えられる。これを將軍義教の側からみると、満政は將軍の政所支配ための一翼を担わされていたといえよう。

下坂氏は「朝廷内もしくは公家様の儀式であっても、その主体が將軍家であった場合には、下書には政所の執事代および寄人は署判しなかった」し、「將軍の大饗・元服・昇進などといった儀式の支出に際しては、その時々を担当奉行が下書として署判を加えている」ことから、「むろんこのことは事前に政所と密接な連絡をとった上で行なわれたのであろうが、公方御倉が必ずしも政所の一元的な管轄下になかったことを示している」と結論づけた。つまり、政所関係以外の幕府奉行人がかかる公方御倉からの支出業務に関わっていることから、公方御倉は政所の一元的支配に属していないのだということである。この下坂氏の理解をふまえて〈史料B〉をみると、その用途が「若君様御祈禱摩御供料」であって明らかに祈禱主催の主体は將軍家であるのに、執事職にある政所の代表者伊勢貞国および赤松満政とが連署の形で公方御倉に対して「切符」を発している事実気づく。このことの政治史的意味は、たとえば將軍義教の一時期に限られた現象であったとしても、〈史料A〉に即して前述したことと同様に、足利義教の將軍独裁権の強化の一環として理解してよいのではあるまいか。

七 おわりに

以上を整理しておこう。幕府の保護と指導を受ける点で経営的に半官半民的性格の公方御倉は、さまざまな公武の用途でその経費の出納を請け負っていた。公武の祭礼や儀式などの場合については既に先行研究によってあらかじめ見通しがつけられ、その支出は担当の伝奏や政所執事代・寄人、幕府奉行人の関与においてなされていた実態が明らかにされている。

しかし他方、祈禱や修法といった国家の宗教政策的なケースでの経費支出については、ほとんどわかっていないといって過言ではない。本稿においては、永享一一、一二年の時点で醍醐寺の院家の一つ理性院が担当した祈禱修法の供料がどのような手続きを経て支出されたかという問題から考察を試みたが、その結果、この時点における国家祈禱にかかる幕府財政には、將軍足利義教の独特の政權運営の下、その側近というべき伊勢貞国と赤松満政の関与がきわめて大きかったということが明らかとなった。

とはいえ、公方御倉に頼らず、朝廷の経費負担においてなされる祈禱修法のあったことも見逃せない。『看聞御記』嘉吉元年三月二日条に以下の記事がみられる。⁸⁸⁾

…自今夕於内裏、孔雀経法被行、辛酉御祈也、奉行左少弁俊秀也、中壇阿闍梨御室、脇壇^{三壇}真光院・威徳寺・開明寺、伴僧廿人云々、此法近来中絶、御室殊秘藏大法也、大儀之法也、料足三万疋^{自禁裏、被出}、…

右の史料記事なかの「辛酉御祈」とは、嘉吉元年が「辛酉」の年にあたっているので辛酉革命の災厄を避ける目的で、内裏で「孔雀経法」⁴⁰が修されたことを意味しているが、同じ国家的祈禱でも場合によっては朝廷が供料を支弁するということがあったものとみられる。たとえ公武統一政権下ではあっても、国家祈禱の経費負担は、全面的に公方御倉に依存するものではなかったことを証していると思われる。

かくして本稿冒頭にもどり、〈史料A〉と〈史料B〉に文書名を付するとすれば、〈史料A〉は伝奏中山定親切符并政所執事伊勢貞国・近習赤松満政連署書下、〈史料B〉は政所執事伊勢貞国・近習赤松満政連署書下、とするのがふさわしいと考えるのである。

注

(1) 醍醐寺文書は現在、大日本古文書において翻刻されているが、現時点では、第一四冊(二一函の途中)にとどまっており、以下の文書は未刊行である。

(2) 昭和六一・六二・六三年度科学研究費補助金【総合研究A】『醍醐寺の密教法会と建築空間に関する総合的研究』(研究代表者 稲垣采三 一九八九年三月)二四〇頁。

(3) 清滝宮については、古代・中世の醍醐寺の沿革を総合的に記した醍醐寺座主義演著『醍醐寺新要録上』の「上神祇部 山上清滝宮篇」「下神祇部 清滝宮篇」に詳しい。『醍醐寺新要録上』（法蔵館、一九九一年一〇月）八八〜一五三頁、三九七〜五〇三頁参照。

(4) 理性院については、『醍醐寺新要録下』（法蔵館、一九九一年一〇月）「理性院篇」に詳しい。同書七八〇〜八二二頁参照。

(5) ここの「伊勢守」が誰かを調べるために、同時代の日記を検索すると、たとえば万里小路時房の日記「建内記」永享一二年三月一四日条に「当年伊勢守貞国承之」などと見え（大日本古記録『建内記三』五五頁）、同日記当日条の前後に散見する「伊勢守」の所見とあわせて、「伊勢守」が伊勢貞国であることは明瞭である。

(6) 伊勢貞国が永享一一年当時、政所執事であったことは、たとえば『国史大辞典』一三卷（吉川弘文館、一九九二年四月）二四三頁「室町幕府政所執事一覧」参照。

(7) たとえば五壇法に例をとると、「満済准后日記」応永三四年六月一四日条に「自今夕於室町殿御所、五壇法被始行」とあるように、山門の花頂僧正定助を中壇に、興繼（慈尊院）・隆寛（水本）・良什（竹内）・定意（聖無動院）の四僧正を脇壇として、五壇法が開始された。そこに、以下のような記事が見られる（京都帝国大学文科大学叢書第四『満済准后日記』巻一、四二二〜四一三頁）。

供料中壇五千疋、降以下三千疋、近例也、各自政所下行云々、諸壇方へ経祐法橋折紙ヲ相副遣之、以彼折紙為本可下行由、兼政所申故也云々、

室町前期の国家祈禱と幕府財政（森）

この記事によって、五壇法の供料は、中壇五千疋・脇壇三千疋が事前に政所から支給され、この額が「近例」となっていたことがわかる。このケースによると、五壇全体では一万七千疋、つまり一七〇貫文の供料が必要となる。なお同種の記事は、『兼宣卿記』応永十一年六月十三日条、『満濟准后日記』応永三十三年一月七日条などにも見られる。

(8) 伊勢貞国と赤松満政の花押については『書の日本史 第九卷』(平凡社、一九七六年三月)に収録される「花押・印章総覧」の第七六二号(伊勢貞国)、第六七一号(赤松満政)参照。それぞれ同書二五一、二五五頁。

(9) 同時代人の万里小路時房の日記「建内記」永享二年正月一〇日条にみえる「若君御方」(大日本古記録『建内記』三)二二頁)が足利義教の嫡子千也茶丸(のちの義勝。当時七才)と考えられるので、「若君御方」とは表記の異なる〈史料B〉の「若君様」とは、義教の二男義成(のちの義政。生まれは永享八年(一四三六)正月二日。『看聞御記』同日条参照)、もしくは嘉吉三年三月に聖護院に入室した義観(『看聞御記』嘉吉三年三月二日条にみる「室町殿若公^(義勝)持軍舎弟^{六歳}」。『新訂増補 国史大系 尊卑分脈』二篇二五五頁参照。義観の生まれは永享一〇年(一四三八)とも考えられるが、「建内記」永享十一年二月二日条にみるように、『建内記』二、三〇五頁)、永享十一年閏正月一八日に「小宰相局」を母として誕生した「若君」(のちの足利義視)の可能性もある。

(10) 増補統史料大成『蔭涼軒日録 一』(臨川書店)一四三頁。

(11) 新訂増補国史大系『公卿補任』三篇一五七頁によると、中山定親は長祿三年(一四五九)に五九才で没。逆算して生年は、応永八年(一四〇一)となる。

- (12) 大日本古記録『薩戒記 四』二四一頁および二六五頁。
- (13) 統群書類従完成会『看聞御記 下』四二〇～四二二頁。
- (14) 『国史大辞典』二三卷（吉川弘文館、一九九二年四月）二四四頁。桑山浩然氏の執筆。
- (15) 桑山浩然『室町幕府の政治と経済』（吉川弘文館、二〇〇六年五月）一五三頁。
- (16) 注(15)桑山氏著書、四二頁。
- (17) 同右。
- (18) 同右。
- (19) 同右。
- (20) 同右桑山氏著書、一五七頁。
- (21) 桑山氏前掲著、一六一～一六二頁、下坂氏『中世寺院社会の研究』（思文閣出版、二〇〇一年十二月）一〇〇～一一九頁。
- (22) 京都帝国大学文科大學叢書四『満濟准后日記』卷二、一九一頁。
- (23) 同右、二五三頁。
- (24) 増補史料大成『康富記 一』二二九頁。なお、「外宮役夫工米諸国所納分注文案」（大日本古文書『蜷川家文書 一』四二頁）には、「御倉禪住坊」と見える。
- (25) 国立歴史民俗博物館所蔵「兼宣公記」この記事は未刊行であるので、参考までに引用しておく。

(応永三〇年五月二十四日条)

雨下、及晚晴、伊勢因幡入道(貞陸・常照) 送使者云、三条河原可被懸橋候、面々為 公方被懸仰料足候、二百疋可被遣禪、住坊之由可申入旨、被仰下云々、申畏奉之由者也(傍点筆者)、

なお、「善住」の所見としては、これより数年早い事例として、「看聞日記」応永二五年九月二十四日条に「善住方」なる表記が登場しているが、はたして土倉のそれかまいち明瞭ではない(図書寮叢刊『看聞日記一』一三三頁)。後考に期したい。

(26) 桑山氏前掲著、一六一頁。

(27) 特に、同書第一編第三章の「中世土倉論」、初出は一九七八年七月。

(28) 同右下坂氏著書、一〇二〜一〇五頁。一覧表は一〇四〜一〇五頁に掲載。

(29) この辺の記述は右記下坂氏著書、一〇二〜一〇三頁による。なお、「切符」の史料上の使用例をひとつあげておくと、「師郷記」永享二年一〇月七日条(史料纂集『師郷記』第一巻、続群書類従完成会、一四六頁)に、

今日御禊 行幸掃部寮役料足千三百五十疋被下行了、先度雜事始之時、百五十疋被下行、彼是都合千五百疋也、以此分、兼 日当日儀可致其沙汰之由、伝 奏吉田前大納言(清閑寺家俊) 被示之間、令領状了、仍以伝 奏切符、付撰津掃部(滿親)了、とみえる(傍点筆者)。また、「下書」の史料上の使用例をひとつあげておくと、「親元日記」文明九年五月九日条(続史料大成12『親元日記』(三)、(四)〈文明九年記〉臨川書店、四〇三頁)に、以下のようにみえる。

一、大宝寺黒丸進上式千疋、麻生上総入道進上千疋、此千疋彼是各親元(蟻川親元) 調送状、以松田主計允方下書加判殿、正実坊

御倉へ納申了^{使勝藏}、請取到来之、麻生千疋うけとり一通、翌日當藏主へ遣之(傍点筆者)、

(30) 「満濟准后日記」正長二年三月九日条に、「…当御代已伝奏三人^{万里小路大納言(時房)・勸修寺中納言(経成)・被定置上者、…}」と見える(京都帝国大学文科大書叢書第四『満濟准后日記』巻二、六四六頁)。

(31) 前掲桑山氏著書、四八頁所載の「室町幕府政所執事代一覽」参照。

(32) 大日本古記録『建内記三』一四七頁。

(33) 桑山氏前掲書、四八〜四九頁。

(34) 赤松満政が幕府役職としての「近習」であったかどうかについては、「満濟准后日記」永享三年二月二一日条にみる以下の記事が参考になる(巻三、一八二頁)。

…諸大名ニハ各二重・太刀一腰賜之了、近習ニハ太刀一腰、其内一色左京大夫(持信)二重・太刀、赤松播磨守(満政)一重・太刀、藤宰相入道一重・太刀遣之(傍点筆者)、

ここでいう「諸大名」とは同日条に記されているように、「管領」斯波義淳・「畠山」満家・「山名」常熙・「細川右京大夫」持之・「畠山修理大夫」満則・「一色修理大夫」満範・「赤松左京大夫」満祐たち「以上大名七人」であり、このほかに「近習」として「一色左京大夫」持信や「赤松播磨守」満政らがいたことになる。この史料記事によって赤松満政は足利義教の「近習」の一人であったとみてよい。

(35) 赤松満政についてのまとまった専論はこれまで皆無であったといつてよいが、近年、竹内智宏「室町幕府と赤松氏―申次赤

松満政の活動を中心として」(『年報赤松氏研究』創刊号、二〇〇八年三月)が公表された。

(36) 本稿注(18)参照。

(37) 下坂氏前掲書、一〇三頁。

(38) 「看聞日記」嘉吉元年三月二日条(『看聞御記下』六一〇～六一二頁)。

(39) 『仁和寺史料 寺誌編二』(奈良国立文化財研究所編、一九六七年八月)所収の「仁和寺御伝」(真光院本)によると、「中壇阿闍梨御室」とは承道のことである(同書一〇〇頁)。

(40) 「孔雀経法」については、右の『看聞日記』では「此法近來中絶、御室殊秘藏大法也、大儀之法也」と記しているが、『満濟准后日記』によると「孔雀経」の言葉は、応永二〇年二月二十八日条、同二七年七月二日条、同三〇年二月十三日条、同三三年一月一日条、同三四年一月二〇日条、同三四年九月十三日条、正長元年(一四二八年)八月一日条などにみえて読誦されており、「孔雀経」はすくなくとも嘉吉元年(一四四一)を十数年さかのぼる正長年間ころまでは密教寺院で修されていたものとみられる。

○本稿を草するにあたり、東京大学史料編纂所架蔵史料の調査においては、同所の井上聡氏の手をわずらわせた。記して謝意を表したい。